平成２２年（フ）第６０１５号
大阪府枚方市杉山手３丁目19番13号
破産者　富貴建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５６号
大阪府東大阪市新池島町２丁目17番24号
破産者　株式会社高本工業
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０６号
大阪市福島区海老江７丁目２番40号
破産者　医療法人塚本クリニック
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６３号
大阪市住之江区浜口東２丁目７番25号
破産者　株式会社住之江オイル
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０３号
大阪市西淀川区福町２丁目５番47号
破産者　有限会社斎藤鋼材
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０５号
大阪府寝屋川市池田中町14番12号
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６３号
大阪市住吉区殿辻２丁目１番19号
破産者　有限会社アルファ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９号
堺市堺区宿院町西３丁２番14号
破産者　株式会社興大
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７９号
大阪府高石市東羽衣５丁目３番２号
破産者　和田建設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４０号
大阪府羽曳野市誉田1631番地の１
破産者　有限会社インテリア・リビ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
愛媛県新居浜市庄内町１丁目２番20号
破産者　有限会社岡松酒店
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７７号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目６番45号、旧住所愛媛県新居浜市垣生６丁目14番１号、前住所愛媛県新居浜市宇高町１丁目３番416号
破産者　續木美代子
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５９２号
北九州市小倉北区熊本１丁目13番35号
破産者　株式会社ヤマソウ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２３０号
青森県むつ市旭町１番16号
破産者　株式会社原田石油商会
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
青森県むつ市昭和町23番１号
破産者　農事組合法人みなみ農園開発
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
青森県上北郡野辺地町字野辺地442番地
破産者　株式会社マルシメ斉藤海苔屋
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
栃木県下都賀郡大平町北武井758番地３
破産者　有限会社萩原建設
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６０９１号
東京都新宿区大久保２丁目17―８―411
破産者　岸惠子こと　朴　　惠貞
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目６番地52グリーンハイム301
破産者　向井　敏江
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６５号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番５号
破産者　有限会社崑梯
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９９号
富山市大島１丁目50番地の14
破産者　株式会社石坂製作所
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
静岡県周智郡森町天宮847番地
破産者　住まい計画株式会社
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
松江市東津田町1325番地38　コーポリバーサイド103号、前住所松江市東津田町1205番地１　セシラ東津田101号
破産者　廣江　智治
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部